

# 請求できる証明書等

## 市民税・県民税 所得証明書

摘要	課税年度の前年の1月1日から12月31日までの間の所得金額を証明します。 主な用途 = 児童手当、融資申請、保証人設定、年金請求、公営住宅入居申込等
証明事項	・1月1日時点の住所、氏名・生年月日 ・合計所得金額・所得の種類毎の控除金額および人的控除の内訳
問い合わせ	税務課市民税係（電話 0866-21-0214）

## 市民税・県民税 課税証明書

課税されていない場合は「市民税県民税非課税証明書」

摘要	課税年度の前年の1月1日から12月31日までの間の課税額を証明します。 主な用途 = 各種福祉関係の給付申請、就学金申込、授業料免除申請等
証明事項	「市民税・県民税の所得証明書」の証明事項に加え、市民税県民税の課税額
問い合わせ	税務課市民税係（電話 0866-21-0214）

## 軽自動車税 納税証明書（継続検査用）

摘要	用途は軽自動車の継続検査（車検）
証明事項	・住所、氏名、車両番号 ・納付済年月日 ・証明書の有効期限
問い合わせ	税務課市民税係（電話 0866-21-0214）

## 国民健康保険税及び介護保険料納入額確認票

摘要	確定申告用資料として、交付する確認票
証明事項	・住所、氏名 ・1月1日から12月31日までの国民健康保険税および介護保険料納付済（見込）額
問い合わせ	税務課市民税係（電話 0866-21-0214）

## 納税証明書

摘要	年度および税目ごとの課税額および納付した税額、未納の額等を証明します。 主な用途 = 融資申請、保証人設定等
証明事項	・住所(所在地)、氏名(名称) ・年度・税目 ・税目ごとの年税額、納付額、未納額、法定納期限等
問い合わせ	税務課収税係（電話 0866-21-0215）

### 固定資産 公課証明書

摘要	土地、家屋 1 件ごとの評価額、課税標準額、固定資産税（都市計画税）相当額を証明するものです。主な用途 = 確定申告資料等
証明事項	・ 納税義務者の住所、氏名（所在地、名称） ・ 土地、家屋の所在地 ・ 土地、家屋の所有者氏名（名称） ・ 地積（床面積）、地目（用途、構造等） ・ 評価額、課税標準額、軽減等の額、固定資産税（都市計画税）相当額
問い合わせ	税務課資産税係（電話 0866-21-0216）

### 固定資産 評価証明書

摘要	土地、家屋 1 件ごとの評価額を証明するものです。 主な用途 = 不動産登記申請、融資申請等
証明事項	・ 納税義務者の住所、氏名（所在地、名称） ・ 土地、家屋の所在地 ・ 土地、家屋、償却資産の所有者氏名（名称） ・ 地積（床面積）、地目（用途、構造等） ・ 評価額（償却資産の場合は、合計評価額、合計課税標準額）
問い合わせ	税務課資産税係（電話 0866-21-0216）

### 固定資産 資産証明書

摘要	所有するすべて、または一部の土地、家屋の所在を証明するものです。
証明事項	・ 納税義務者の住所、氏名（所在地、名称） ・ 土地、家屋の所在地 ・ 土地、家屋の所有者氏名（名称） ・ 地積（床面積）、地目（用途、構造等）
問い合わせ	税務課資産税係（電話 0866-21-0216）

### 固定資産 課税証明書

摘要	固定資産税（都市計画税）の年税額を証明するものです。
証明事項	・ 納税義務者の住所、氏名（所在地、名称） ・ 固定資産税（都市計画税）年税額
問い合わせ	税務課資産税係（電話 0866-21-0216）

### 名寄帳

摘要	資産の確認などで証明までは必要ない場合はこちらをご利用ください。
証明事項	・ 名義ごとの固定資産を一覧にしたものです。 ・ 公課証明書の証明事項（個々の固定資産税相当額を除く）が確認できます。
問い合わせ	税務課資産税係（電話 0866-21-0216）

### 住宅用家屋証明書

摘要	用途は、登録免許税軽減のための登記申請書添付用です。別途証明願（申請者が作成したもの 2 通）、添付書類が必要ですので税務課資産税係へご相談ください。
証明事項	住宅用家屋を新築または取得した場合の登録免許税軽減の要件に該当することの証明。
問い合わせ	税務課資産税係（電話 0866-21-0216）